

はこだてグルメサーカス2024市内事業者出店募集要領

1 募集の概要

(1) 趣旨

中心市街地の活性化と広域からの観光客誘致を図るため、食をテーマとした「はこだてグルメサーカス」を開催いたします。

つきましては、趣旨にご賛同いただける出店者を募集いたします。

(2) 募集期間

令和6年6月6日（木）～6月21日（金） ※6月21日の消印有効

(3) 開催場所

はこだてグリーンプラザ，太陽パーキング

(4) 募集内容

- | | |
|--------|---|
| ①実施日時 | 1日目：令和6年9月7日（土）10時から17時まで
2日目：令和6年9月8日（日）10時から16時まで |
| ②募集数 | 15店舗（予定） |
| ③テント仕様 | （予定）間口3.6m×奥行3.6m
テーブル2台（W1800×D450×H700程度）、
パイプ椅子2脚・店名サイン |
| ④業種 | 飲食営業，物販営業（加工食品・菓子など飲食品販売） |
| ⑤出店料 | 1コマ 88,000円（税込） |
| ⑥その他 | ・上記以外の仕様に関しては別途要相談
・飲食営業は，簡易な加工調理に限る
※「はこだてグルメサーカス2024 出店要領 資料」参照
・都合により営業時間が変更となる場合あり |

2 出店の基本コンセプト

飲食物の企画にあたっては，次の観点を重視すること。

- 店舗において通常メニューとして提供していない，函館市を含む道南地域の食材（以下，「地元食材」という。）を用いた「はこだてグルメサーカスオリジナルメニュー」を1品以上提供すること。（2品目まで。）

また，当該オリジナルメニューの中で，最低1品をワンコイン（税込500円）で提供すること。

（グルメサーカス終了後に通常メニューに加えることは差し支えありません）。

3 出店条件

- (1) はこだてグルメサーカス実行委員会（以下，「実行委員会」という。）は，出店申込者ごとにテント1コマを貸与する。

原則，1法人および1事業者からの申込みは1件までとします。

ただし、単独での営業が困難な場合は、複数の申込者による共同出店も可能とするが、その場合の飲食物のメニューは同一とし、かつ、それぞれの営業日時を予め定めていることとする。

- (2) 上記営業日時を厳守すること。
- (3) テントの基本仕様以外の調理器具等については、出店者が用意して搬入・設置・撤去を行い、その費用は出店者が負担すること。
- (4) 店舗において通常メニューとして提供していない、函館市を含む道南地域の食材（以下、「地元食材」という。）を用いた「はこだてグルメサーカスオリジナルメニュー」を最低1品提供すること。（2品まで）また、当該オリジナルメニューの中で、最低1品をワンコイン（税込500円）で提供すること。
- (5) 食品衛生法第55条に基づく営業許可については、実行委員会において取得する。
- (6) 飲料類（酒類を含む。）を販売する際は、予め実行委員会と協議し、実行委員会が認める商品に限ることとする。

※協賛企業の関係上、ビールおよびジュースの販売に関しては、販売銘柄を限定させていただきます。（地ビールの販売を除く）詳細が決まり次第、事務局よりお知らせいたします。
- (7) 酒類の小売りで「期限付酒類小売業免許」が必要な場合は、出店者が申請し、費用も負担すること。
- (8) 出店決定後に、事前申請したメニュー以外の飲食物の提供および他の物販等を行うことは禁止する。
- (9) 食品衛生法を遵守すること。
- (10) キャッシュレス決済の導入について承諾すること。（7 特別企画について参照）

4 出店申込み資格等

(1) 出店申込み資格

出店申込みの資格者は、申込書の提出時点において次の要件を満たしていること。

- ① 函館市内に固定店舗を構え、応募時点まで6ヶ月以上継続して営業しており募集業種に対応した営業許可を有していること。
- ② 過去3年間において、食品衛生法および同法に基づく法令に違反し、行政処分を受けたことがないこと。
- ③ 暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと。

(2) 提出書類等

① 提出書類

- ア 出店申込書（様式1）、企画書（様式2-1、2-2、3-1、3-2、4）
- イ 既存の固定店舗において取得した営業許可証の写し
- ウ 販売物の写真
- エ キャッシュレス決済関係書類

（パーク24株式会社 マーケティング事業本部より別途送付）

② 募集期間

令和6年6月6日（木）～6月21日（金） ※6月21日の消印有効

③ 受付時間

9時から17時まで ※ただし、土・日曜日を除く

④ 提出先（郵送もしくは持参のみ）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

はこだてグルメサーカス実行委員会事務局（函館市観光部観光振興課内）

電話：0138-21-3383

(3) 企画書の内容

様式	書式名
2-1	はこだてグルメサーカス 2024 オリジナルメニュー企画書〈飲食〉2部
2-2	はこだてグルメサーカス 2024 オリジナルメニュー販売物詳細表〈飲食〉2部
3-1	はこだてグルメサーカス 2024 オリジナルメニュー企画書〈物販〉2部
3-2	はこだてグルメサーカス 2024 オリジナルメニュー販売物詳細表〈物販〉2部
4	その他の販売物予定表〈飲食・物販〉2部
添付	既存の固定店舗において取得した営業許可書の写し 2部
添付	販売物の写真 2部
別途送付	タイムズビジネスサービス入会申込書・Times PAY 加盟店申込書

【注意】

- ・出店申込書の提出にあたって、企画書（2-1，2-2，3-1，3-2，4）および添付書類は、各2部提出してください。
- ・上記書類のほか、実行委員会が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ・提出書類は、理由のいかんを問わず返却いたしません。
- ・提出書類は、出店予定者の企画内容等以外は、部外秘とします。
- ・企画書の作成費用等出店申込みに要する費用は、出店申込者の負担とします。

5 審査方法等

(1) 審査基準

出店の基本コンセプトおよび出店条件のほか、総合的なグルメサーカスの魅力向上の観点に照らし、審査する。

(2) 審査方法（出店者決定手続き）

- ・実行委員会が設置する出店選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、飲食物の企画内容や実施能力等を総合的に審査し、出店者を決定する。

(3) 決定時期および審査結果の通知

出店者の決定は、令和6年7月中旬以降を予定。

(4) 出店者等の公表

出店者および飲食物、販売物の企画内容については、実行委員会の公式ウェブサイト等で公表予定。

6 出店を遠慮する必要がある応募者について

- (1) 事業者の同一、別にかかわらず、本・支店等同じ系列店と認識される者
- (2) 過去に実行委員会からの指導および指示を真摯に受け入れなかった者
- (3) 過去に来場者等から本イベントまたは市が主催・共催するイベント等の品位を落とす接客等によりクレームが多く寄せられた者
- (4) 過去に出店料・オプション料の納付、各種申請書類等の提出を期限までに行わなかった者
- (5) 自社（店）で通常販売していない商品等を主たる販売物とする者。ただし、本イベントを契機にその後も販売しようとする者についてはこの限りではない。

7 特別企画について

グルメサーカス会場周辺の交通渋滞緩和や公共交通の利用促進ならびに対象店舗の販売促進のほか、衛生環境向上や会計時間の縮減を図るため、下記の施策を実施する。

- ・対象 グルメサーカス開催日に、会場周辺の市電・バスの指定停留所において ICAS nimoca カードで決済を行った方。
- ・内容 指定店舗（市内出店者 15 店舗）において、決済金額合計 2,000 円以上毎に 300 ポイント進呈。土日両日とも適用可。
出店者へは、実行委員会から特別企画専用の決済端末を貸与する。
- ・専用端末で利用可能となるキャッシュレス決済
電子マネー : 交通系電子マネー・nanaco・QUICPay・ID
クレジットカード : VISA・Mastercard・JCB・AMEX
- ・その他 出店者自らが契約するキャッシュレス決済の有無にかかわらず、特別企画専用の決済端末の導入が必要。
利用者から専用端末で利用可能なキャッシュレス決済利用の申し出があった場合、実行委員会から貸与した専用端末で決済しなければならない。
専用端末で利用可能なキャッシュレス決済以外のキャッシュレス決済の利用申し出があった場合、出店者自ら契約するキャッシュレス決済を利用することは差し支えない。

※ 対象と内容については、現時点の案となります。正式に決定した際は、市内出店者の皆様にあらかじめお知らせします。

※ 費用負担については、出店規約を参照